

日本交易株式会社  
情報開示書  
(2007年版)

## 【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業及び経理の状況について記載したものです。

## 【目次と記載事項について】

	ページ
1. 会社の概要	
「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。	……2
「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。	……4
「事業の内容」 当社の経営組織、業務の内容について記載しています。	……5
「営業所の状況」 本支店の所在地、電話番号を記載してあります。	……7
「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収支、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。	……7
「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載してあります。	……8
「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。	……8
「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。	……9
2. 営業の状況	
「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。	……10
「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。	……11
「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。	……12
「対処すべき課題」 当社が対処すべき今後の課題等について記載しています。	……15
「外務員の登録状況」 期首、期中、期末の外務員の異動状況を記載しています。	……16
「委託者に関する事項」 期首、期中、期末の委託者数の動向を記載しています。	……16
「苦情・紛争・訴訟に関する事項」 平成18年度中に受け付けた「苦情・紛争」の件数と件数と処理結果を記載しています。	……17
「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。	……20
3. 経理の状況（決算報告書及び附属明細書）	……29
「貸借対照表」	……30
「損益計算書」	……31
「株主資本等変動計算書」	……32
「個別注記表」	……33
「監査に関する事項」 B/S、P/Lについては会計監査人の監査を受けている旨記載しております	……40
「財務比率」 主要な財務比率について記載しています。	……41
「注：財務比率について」 財務指数の算出方法と内容を記載してあります。	

## 1. 会社の概要

### ①会社名等

商品取引員名	日本交易株式会社
代表者名	吉田 豊
所在地	東京都新宿区西新宿7丁目4番4号
電話番号	03-3369-1171 (代)

### ②会社の沿革

当社の前身、日本農林通商株式会社は昭和25年東京都中央区に創立しました。その後昭和46年に東京穀物商品取引所の取引員許可を取得、昭和49年には日本交易株式会社に商号変更し現在に至っております。

年 月	概 要
昭和25年1月	東京都中央区八丁堀2丁目30番13号に日本農林通商株式会社を創立
昭和46年1月	東京穀物商品取引所の取引員許可を取得
昭和47年9月	東京繊維商品取引所に会員加入
昭和49年11月	日本交易株式会社に商号変更。本社を現在地に移転、代表取締役社長に田中邦夫が就任し新体制に移行。
昭和51年1月	上野支店開設
昭和51年2月	甲府支店開設
昭和52年7月	東京繊維商品取引所（綿糸、毛糸市場）商品取引員許可を取得
昭和54年11月	東京砂糖取引所、東京ゴム取引所取引員許可を取得 宇都宮支店開設
昭和55年8月	上野支店廃止
昭和55年9月	盛岡支店開設
昭和57年4月	東京金取引所貴金属市場会員加入
昭和63年6月	甲府支店廃止
昭和63年7月	横浜支店開設
平成2年3月	池袋支店開設
平成4年7月	代表取締役社長に中溝 哲就任
平成4年11月	青山支店開設
平成7年5月	資本金5億43,900円に増資
平成8年6月	代表取締役社長に篠原定功就任
平成8年12月	池袋支店移転
平成9年4月	東京工業品取引所アルミニウム市場取引員許可を取得
平成11年2月	東京工業品取引所毛糸市場受託業務廃止
平成11年5月	商品ファンド法による商品投資販売業者の許可を取得
平成11年6月	東京工業品取引所石油市場取引員許可を取得
平成11年7月	東京工業品取引所石油市場受託業務開始
平成12年3月	東京工業品取引所綿糸市場受託業務廃止
平成12年6月	代表取締役社長に吉田 豊就任
平成13年4月	盛岡支店移転
平成13年8月	東京穀物商品取引所、東京工業品取引所第一種商品取引受託業許可更新
平成14年6月	商品投資販売業（代理・媒介法人）廃業

年 月	概 要
平成17年1月	委託手数料の完全自由化に伴い、当社独自の委託手数料制度の開始
平成17年4月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金会員加入
平成17年4月	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を取得
平成17年5月	株式会社日本商品清算機構清算資格取得
平成18年5月	コンプライアンス及びリスク管理委員会発足
平成18年12月	青山支店移転

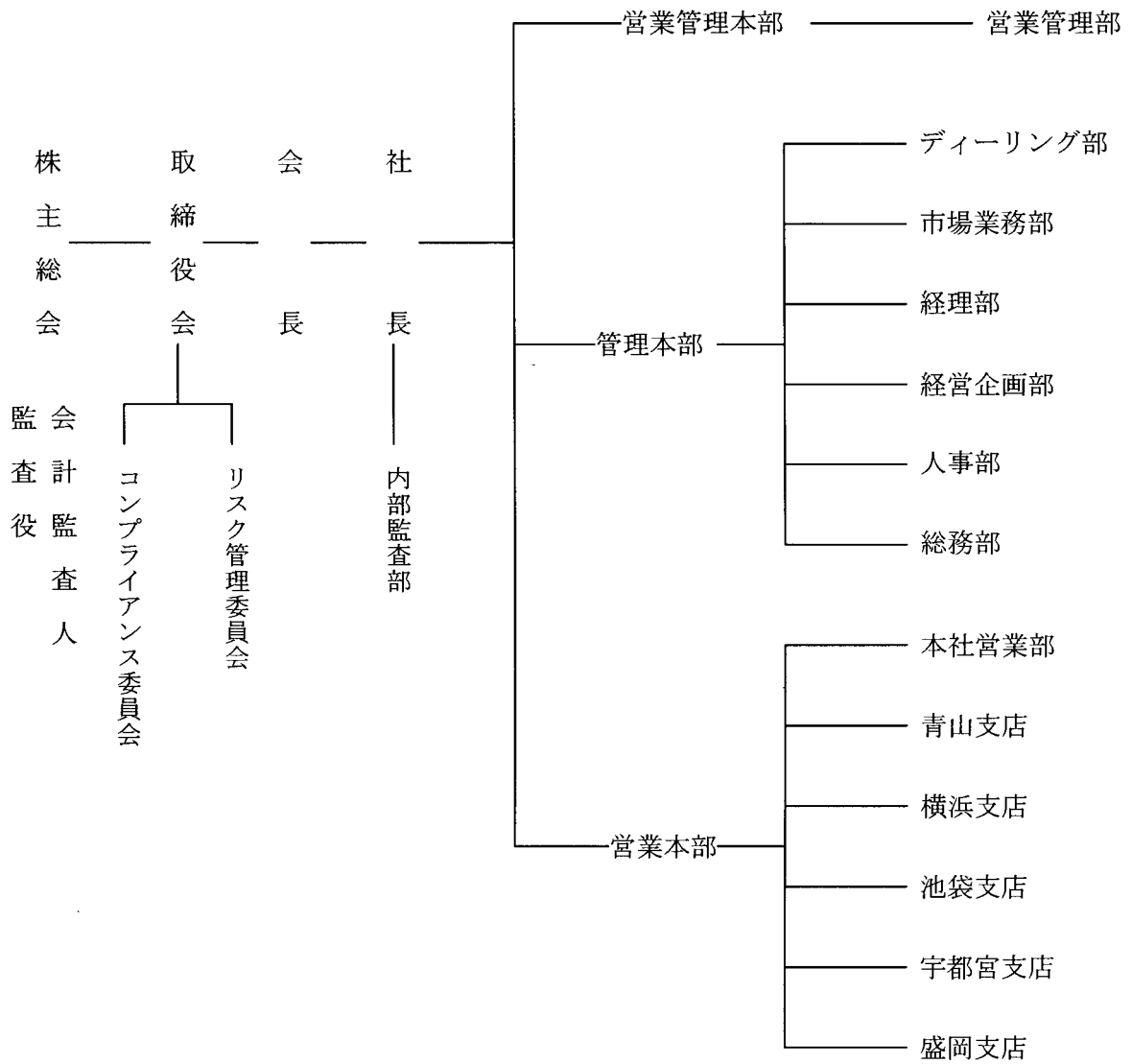
### ③会社の目的

- 1 商品取引所法に基づく各商品取引所の商品市場における上場商品の売買及び取引等の受託業務
- 2 農産物、綿糸、毛糸、砂糖、ゴム、乾繭、生糸、綿花、金地金、銀、白金、銅、アルミニウム、貴金属、非鉄金属、コーヒー、パームオイル、ココナツ油、ガソリン、灯油、軽油、石油等の売買仲介、代理業及び輸出入
- 3 食品用容器類の販売、斡旋並びに仲介
- 4 金融業
- 5 有価証券の保有及び運用
- 6 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問及び販売業務
- 7 商品取引所法に基づく上場商品指数の取引及びその受託、仲介、取次ぎまたは代理業
- 8 商品取引所法に基づくオプション取引及びその受託、仲介、取次ぎまたは代理業
- 9 金融商品取引法の適用を受ける上場商品の受託、仲介、取次ぎまたは代理業
- 10 前記各号に附帯する一切の業務

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、商品取引受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣により許可を受けております。

許可番号：農林水産省「指令17総合第34号」

経済産業省「平成17・04・05商第3号」

取引所名/ 商品市場	農産物 市場	砂糖 市場	ゴム 市場	アル ミニ ウム 市場	石 油 市場	上場商品及び上場品目
東京穀物商品取引所	○					農産物（一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、生糸、野菜）
〃		○				砂糖（粗糖、精糖）
東京工業品取引所			○			ゴム（RSS3号）
〃				○		アルミニウム
〃					○	石油（ガソリン、灯油、原油）

○受託業務

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都新宿区西新宿7丁目4番4号	03-3369-1171
青山支店	東京都港区南青山2丁目12番15号	03-5474-1521
池袋支店	東京都豊島区南池袋1丁目10番13号	03-5396-9741
横浜支店	神奈川県横浜市中区山下町75番地	045-641-6531
宇都宮支店	栃木県宇都宮市駅前通り1丁目5番6号	028-625-3071
盛岡支店	岩手県盛岡市中央通3丁目3番26号	019-625-1351

⑥財務の概要（平成19年3月期）

(a) 資本金	500,043千円
(b) 純資産額（注）	2,815,384千円
(c) 総資産額	3,574,932千円
(d) 営業収益	1,487,186千円
（うち、受取委託手数料）	（1,189,559千円）
(e) 経常損失	219,476千円
(f) 当期損失	387,247千円

（注） 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 10,000,878株（平成19年3月31日現在）

（注） 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主（上位10名）

氏名	所有株式数	持株割合
田中邦夫	3,708,000	37.1%
日本取引(株)共済会	1,136,878	11.4%
吉田 豊	400,000	4.0%
若山好男	360,000	3.6%
桑島龍一	274,000	2.7%
高野 裕	240,000	2.4%
大村隆夫	184,000	1.8%
阿部喜一	178,000	1.8%
寺田栄眞	170,000	1.7%
高橋博行	152,000	1.5%
計	6,802,878	68.0%

⑨役員 of 状況

役名及び職名	氏名 生年月日	所有株式数 (千株)
取締役 会長	田中 邦夫 昭和8年3月28日	3,708
代表取締役 社長	吉田 豊 昭和29年10月24日	400
常務取締役 営業本部長	高野 裕 昭和38年9月15日	240
取締役 人事部長	紺野充宏 昭和37年8月3日	144
取締役 営業管理本部長	田中秀則 昭和38年10月8日	104

監査役 (常勤)	金子貞二 昭和28年7月10日	94
監査役 (非常勤)	田中郁子 昭和34年10月20日	80
監査役 (非常勤)	菊池芳輝 昭和20年3月9日	

(注) 所有株式の千株未満は切り捨てております。

⑩従業員の状況

	総計	男	女	営業	非営業
従業員数	137人	105人	32人	78人	59人
平均年齢	32.7才	32.5才	33.3才	28.7才	38.0才
平均勤続年数	7.6年	8.5年	4.7年	5.2年	10.9年
外務員	88人	81人	7人	78人	10人

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社の経営理念は、商品取引所の持つ公正価格の形成、価格の平準化、リスクヘッジ等の機能を備えた商品先物市場へ国民の健全な投機資金を導入し、これらの企業活動を通じ、以って資本主義経済社会の発展に資し、国民生活のより一層の利便性向上に益すことを社会的使命とするところにあります。

平成16年6月、平成元年大改正に次ぐものとも謂われる改正商品取引所法が成立し、平成17年5月より施行されています。今後とも、時代の変遷に合わせて同法は大きく改正されて行くものと思われまます。

平成16年改正法の眼目は、委託者資産保全の強化徹底と適合性原則の厳格化です。

委託者資産の保全とは、委託者が取引の担保として預託する取引証拠金を(株)日本商品清算機構に直接預託する制度の創設と、これを補完する委託者保護業務を行う主務大臣の登録を受けた「委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金」の設置です。

適合性の原則とは、商品取引所法第215条にいう「商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。」ということです。商品取引員には不相当と認められる勧誘行為が行われることのないよう、厳しい行為規制が課せられています。

当社は、この車の両輪ともいうべき改正法の趣旨を体現すべく、委託者紛議絶滅を目指し、営業の体質改善に全社を挙げて取り組んでいます。

当社の営業指針として、登録外務員に対しては会社の経営理念に沿うべく、また適合性原則の解釈指針としての主務大臣が定めた「商品先物取引の委託者保護に関するガイドライン」に従った営業活動に従事させることをその旨としています。

今後とも徹底してコンプライアンス重視の姿勢を貫き、社会の公器である『商品取引員』として国民から信頼を得、また社員に対しては仕事に誇りと節度を持った社会人・企業人として育成していく方針です。

## ②当社及び当業界を取り巻く環境

我国景気は依然として内需中心に緩やかな拡大を続けています。米国景気の減速も小さく、アジアや欧州の成長が続くため輸出も好調を持続しています。

内外の景気拡大が続くなか、昨年度の国内の取引所全体の出来高を見ると、適合性原則の徹底や、財務規制強化等の影響から、前年度対比 21%減の 8,510 万枚と、3 年連続で前年度を下回り、平成 11 年度以来、7 年振りに 1 億枚の大台を下回る結果になりました。この出来高不振を背景に、取引所の再編も進み 7 つの取引所が今年 1 月には 4 つになりました。

この業界を取り巻く逆風のなか、当社の業績については委託取引高が前年度対比 38%減の 529,785 枚となりました。受取委託手数料も前年度対比 42%減の 1,189 百万円となり、最終的には決算報告書の通り損失を計上する結果となりました。

商品先物業界ではご存知のように、構造変革の動きが現在進行中であり、この変革がいずれは商品先物市場の活性化に貢献するものと思われ、商品取引員各社にとっては厳しい経営環境が到来しております。

当社としましてはいかなる環境の変化にも対応出来る経営基盤を確立していくことが重要課題であると考えており、マーケットに生きる企業としてマーケットを重視した経営戦略を採ると共に、お客様のニーズを的確に把握し、お客様の期待に応えられるサービスの提供に努め、効率的で収益性の高い経営を目指し、業績の向上を図る所存であります。

当社にとって人的資本は、収益性を高める最大の資産であると同時に将来の当社発展の担い手であるとの考えのもと、人材の確保強化に取り組み、役職員一人ひとりが自己研鑽し、持てる能力を最大限に発揮できる企業風土を醸成することに積極的に取り組んで参りました。

最近ではこの方針が認識され若手の有能な人材が続々と育ってきております。お客様に「日本取引と取引して良かった。」と、言っただけのように、商品先物取引のプロフェッショナルとして、各部門がお互いの価値を補完しあいながら全社一丸となりこの基本姿勢を維持してまいります。

改正法の施行後、解決していかなばならない様々な課題を克服していくことが我国の先物市場の発展につながることを確信します。当社においても経営基盤を更に強化し、コンプライアンス重視の経営による顧客の信頼の獲得をはかり、商品先物業界の競争激化に勝ち抜きマーケットで注目される企業を目指したいと思います。

### ③営業の経過及び成果

#### (1) 受取手数料部門

激しい相場変動が個人投資家の取引に影響し、農産物市場を中心に委託売買高が減少（前期比27.6%減）となりました。

受取手数料も11億8955万円（前期比29.6%減）となりました。

#### (2) 売買損益部門

自己売買益は2億9762万円（前期比43.9%増）となり、結果的に

営業収益は14億8718万円（前期比21.6%減）となりました。

利益面においては、営業損失は2億6909万円（前期比442.2%減）となり、

経常損失は2億1947万円（前期比335.7%減）となりました。

この結果、当期損失は3億8724万円（前期比7121.4%減）となりました。

尚、事業年度における受取手数料及び売買損益・売買高は次の通りです。

#### (a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第58期	
		(自 平成18年 4月 1日)	(至 平成19年 3月 31日)
(現物先物取引)			
農産物市場		825,838	
砂糖市場		206,689	
ゴム市場		104,942	
石油市場		52,034	
アルミ市場		56	
小 計		1,189,559	
(オプション取引)			
農産物市場		0	
砂糖市場		0	
小 計		0	
合 計		1,189,559	

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第58期 (自 平成18年 4月 1日) (至 平成19年 3月 31日)
(現物先物取引)	
農産物市場	123,345
砂糖市場	90,049
ゴム市場	23,839
石油市場	60,394
アルミ市場	0
小 計	297,627
海外先物取引	—
商品売買損益	—
合 計	297,627

- (注)
1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
  2. 消費税は含まれておりません。
  3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

期 別	第58期 (自 平成18年 4月 1日) (至 平成19年 3月 31日)			
	内 訳	委 託	自 己	合 計
商品市場名				
(現物先物取引)				
農産物市場	386,433	202,887	589,320	
砂糖市場	59,579	26,606	86,185	
ゴム市場	55,218	36,299	91,517	
石油市場	28,539	14,303	42,842	
アルミ市場	16	0	16	
合 計	529,785	280,095	809,880	

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。  
また受け渡しによる決済数量は含まれておりません。

#### ④ 当社で現在お客様に提供できるサービス

- i. 東京穀物商品取引所上場の小豆、一般大豆、NON-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖、生糸の先物取引及び、その他の組み合わせ取引。
- ii. 東京工業品取引所のゴム、アルミニウム、石油市場におけるガソリン、灯油、原油の先物取引等です。
- iii. 先物取引の相談及び材料提供。
- iv. 約定値段及び、毎日の取引状況。
- v. その他投資情報提供。

#### ⑤ 対処すべき課題

昨年の5月1日から改正商品取引所法が施行されました。内容も大きく変わり、昨年の1月から委託手数料の完全自由化と合わせて営業形態にも変革が求められています。

平成11年の商品取引所法改正以降に多発した商品取引員の経営破たんを重視し、委託者資産の保護を図るために、(株)日本商品先物取引清算機構(JCCH)いわゆる日本版クリアリングハウスが設立され委託者資産は原則としてJCCHに直接預託するように義務付けられました。

また、金融商品取引法(いわゆる「投資サービス法」)の成立にあわせ商品取引所法の行為規制も同等の規制に改正されます(施行は今年の9月)。

当社としましては、青山支店、横浜支店、宇都宮支店、盛岡支店に営業管理本部部員を配置し、顧客の適合性の審査及び各種要望にも当たらせております。また営業管理統括責任者が各店を回り、コンプライアンス(法令遵守)の徹底、再勧誘の禁止や社内ルールの再教育等を行い顧客の信頼を得るためになすべき事を行い、また顧客にも取引ルールの遵守を求める等努めております。

商品先物取引は、非常にリスクのある取引ではありますが、その反面、取引仕法が基本的に「売り」、「買い」の二つの方法しかなく、非常に簡単にリターンの得られる取引で、個人の顧客にも参加しやすい形態になっております。ただ、参加するためには、そこに適合性の原則という参加する時の資格要件が求められます。このために、当社でも顧客の皆様方にもご協力をあおぎ、営業管理本部部員が適合性の審査のために質問等をさせていただいておりますので、ご協力お願い申し上げます。また、このような形でより資質の高い顧客の参加により産業インフラとしての商品先物取引の再認識につながると思います。当社においても社員の資質の向上をはかりなおいっそうの業績の向上に努めて行きたいと思っております。

今後も法令遵守、社内の自主規制の遵守を徹底し社員共々胸を張って「商品先物取引は当社で」と言える会社を作っていきます。

⑥外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
102名	28名	38名	92名

⑦委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
708名	536名	624名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	7	5			2
取引に係るもの	17	14		1	2
取引終了時に係るもの	3	3			
その他に係るもの					
合計	27	22		1	4

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出があったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	1				1
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	1				1

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

今年度中における（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが11件あり、当社が委託者に対して差損金請求の訴訟を提起したものが1件あり、現在係争中の訴訟は5件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
当社原告 1件	—	—	1件
当社被告 11件	—	7件	4件
合計 12件	—	7件	5件

(2) 平成18年度中の和解

- 当社の元顧客が損害賠償請求訴訟を起し、請求額の16%で和解した。
- 当社の元顧客が損害賠償請求訴訟を起し、請求額の28%で和解した。
- 当社の元顧客が損害賠償請求訴訟を起し、請求額の32%で和解した。
- 当社の元顧客が損害賠償請求訴訟を起し、請求額の35%で和解した。
- 当社の元顧客が損害賠償請求訴訟を起し、請求額の40%で和解した。
- 当社の元顧客が損害賠償請求訴訟を起し、請求額の41%で和解した。
- 当社の元顧客が損害賠償請求訴訟を起し、請求額の53%で和解した。

平成18年度、7件の損害賠償請求事件の請求額に対する和解金の割合は31%でした。

## 受 託 業 務 管 理 規 則

平成17年9月1日

東京都新宿区西新宿7-4-4

日本交易株式会社

### (目的)

第1条 この受託業務管理規則（以下「規則」という。）は委託者の自己責任原則を徹底しつつ、委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその営業管理に必要な社内事項を定める。

### (規則の制定及び改正)

第2条 規則の制定及び改正は、受託業務に係る企業の自己責任を明確にするため、取締役会の決議を経て行うものとする。また、取締役会で営業管理統括責任者は営業管理業務の報告を行うものとする。

### (管理組織及び運営)

第3条 規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図るために、取締役会は営業管理担当班を設置し、営業管理統括責任者がこれを統括し、営業管理業務についての報告を受け、適切な指導を行う。

- (1) 営業管理統括責任者を営業管理本部長とし、取締役以上の役員とする。営業管理統括責任者は取締役会でこれを任命する。
- (2) 各支店に営業管理本部部員で構成する営業管理担当班を設置し1名以上の営業管理責任者を置く。但し、本社の営業管理本部が直接管理でき、迅速に対応できると判断できる場合は本社営業管理本部の管轄にて対応する。
- (3) 営業管理統括責任者は営業副管理統括責任者を置くことができる。営業副管理統括責任者は営業管理本部副部長とし、営業管理責任者の職務について報告を受け指導する。
- (4) 営業管理統括責任者は営業副管理統括責任者をして月に一度以上支店を定期的に巡回させ、各支店における社内管理状況の報告を受けるものとする。また、営業管理担当班は、本支店における日常の営業活動や顧客の取引の監視等を行い、登録外務員を指導する。
- (5) 適合性の審査は営業管理統括責任者又は営業副管理統括責任者が行う。但し、原則として不相当と認められる勧誘及び受託の適用除外に係る審査の最終審査者は営業管理統括責任者とする。
- (6) 委託者との紛争や苦情(以下「苦情等」という。)が発生した場合は、営業管

理統括責任者は営業部門の責任者及び担当した登録外務員に当該苦情等の説明を求めて迅速な処理に努めるとともに、苦情等が起こらぬように指導しなければならない。

(7) 営業管理本部に所属する部員は営業部門の役職を兼務してはならない。

(口座設定申込書及び顧客カードの整備)

第4条 適切な顧客管理を行うため、取引に参加しようとする意思の表明のあった顧客から、次に掲げる事項を記載した自書による口座設定申込書の提出を受け、顧客の属性に関する情報を把握する。なお、口座設定申込書の記載事項を説明するときは、投資可能資金額は損失になっても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な投資総額であり、取引によって損失（評価損を含む。）及び手数料並びに手数料に係る消費税が発生している場合には、当初届け出た投資可能資金額から控除した額が投資可能資金額となることについて、顧客の理解を得られるように努める。

- (1) 氏名、性別、生年月日
- (2) 住所（自宅・事務所）
- (3) 家族構成
- (4) 職業（職種・役職）
- (5) 資産、収入、負債状況
- (6) 投資可能資金額
- (7) 取引経験（商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度等）
- (8) その他当社が必要と認める事項

2 前項に定める口座設定申込書の記載内容に基づき、次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し保存する。また、顧客カードの記載内容に変更が生じたときは速やかに更新を行う。

- (1) 氏名、性別、生年月日
- (2) 住所（自宅・事務所）
- (3) 家族構成
- (4) 職業及び勤務先
- (5) 資産、収入、負債状況
- (6) 投資可能資金額
- (7) 取引開始の動機
- (8) 取引経験（商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度等）
- (9) その他当社が必要と認める事項

(勧誘の告知及び取引意思の確認)

第5条 商品先物取引の勧誘に当たっては顧客に迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘とならないよう、次のことに留意しなければならない。

- (1) 午後9時以降翌日午前8時までの時間は迷惑な時間帯とし、原則として訪問及び電話による勧誘を行ってはならない。但し、顧客の事前の指示があるときはこの限りでない。
  - (2) 顧客の意思に反した長時間の勧誘を行ってはならない。意思に反した長時間の勧誘とは、顧客が初めに指定した時間帯を超えたとき、あるいは1時間を超えて顧客が勧誘に対し嫌悪の態度を示したときをいう。
  - (3) 顧客に対し威迫し、困惑させ又は不安の念を生じさせるような勧誘を行ってはならない。
  - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法（電話、チラシ、DM、飛び込み等）で勧誘を行ってはならない。
- 2 勧誘に先立って顧客に会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引の勧誘であることを告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか否かを確認しなければならない。これらの告知及び確認を行ったことを証するために登録外務員は次に掲げる事項を記載した書面を作成し、3年間保存するものとする。但し、取引に至らなかった場合の保存はこの限りでない。
- (1) 顧客の勧誘を受ける意思の有無
  - (2) 意思を確認した顧客の氏名
  - (3) 顧客の意思を確認した登録外務員の氏名
  - (4) 顧客の意思を確認した日時、場所
- 3 勧誘を受けない旨（委託を行わない旨を含む。）を告げた顧客に対して再勧誘を行ってはならない。再勧誘を防止するため、本社営業管理本部において勧誘を受けない旨を告げた顧客の記録を作成し、本支店に周知して当該顧客を名簿から削除する。

（商品先物取引不適格者の参入防止）

第6条 次の各号に該当する顧客は適合性の原則に照らして常に不適當であると考えられるので、一切の勧誘及び受託を行わない。また、勧誘の過程で顧客が各号に該当することが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等、随時連絡が取れない者
- (4) 商品先物取引をするために借入の勧誘
- (5) 破産者で復権を得ない者

(6) 75歳以上の高齢者

なお、当社で取引をはじめた顧客が75歳以上となった場合、営業管理統括責任者は、当該顧客が商品先物取引の仕組み、リスク等を的確かつ十分に理解していることについて、営業管理本部部員をして顧客に面談して調査させ、その報告を踏まえて受託の適否を判断する。

2 顧客が次の各号の一に該当することが判明した場合には、適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘であると考えられるので、以後一切の勧誘及び受託は行わない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により主として生計を立てている（年金等の収入が年収の2分の1以上）者
- (2) 年収が500万円以上でない者
- (3) 70歳以上75歳未満の高齢者
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引に係る勧誘
- (5) 25歳未満で社会的経験が十分でない者

3 前項に該当する顧客であっても次の各号に定める要件を満たしている場合には、営業管理統括責任者が営業副管理統括責任者の報告を基に審査し勧誘及び受託の適否を判断する。

(1) 次の事項を満たしていることを証明できる場合

- ① 前項第1号及び第2号については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- ② 前項第3号については、顧客が職業を有しており、投資可能資金額の全てが損失となっても生活に支障のない資金であることの申告があること。
- ③ 前項第4号については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- ④ 前項第5号については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること、商品先物取引の仕組み、リスクについて理解していることが的確かつ十分に理解していること。

(2) 委託者本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、前各号の例外の要件を自らが満たす事について確認している旨の書面による申告があること。

4 勧誘において、顧客が第1項に該当すると判明した場合は勧誘を中止し、第2項に該当すると判明した場合は前項に定める審査を行う。

5 第1項及び第2項に該当しない者であっても、営業統括管理責任者又は営業副統括管理責任者が商品先物取引を行うのに相応しくないと認めた者に対して勧誘及

び受託は行わない。

(勧誘の際の説明義務)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、事前交付書面である「商品先物取引—委託のガイド」及び受託契約準則を交付し、取引の基本的仕組み及び投機的本質について詳細に説明するとともに、危険開示を行い、顧客の自己責任において取引を行うことについて、十分な自覚を促した上で参加を求めることとする。

- 2 商品取引所法（以下「法」という。）第217条第1項1号から3号に定める事項を説明し、顧客が理解できた旨を「事前交付書面の説明及び受領確認書」において自書により確認する。
- 3 前項に定める顧客の理解が確認された後、法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則第104条に定める事項を説明し、顧客が理解できた旨を「お客様契約前説明調査票」において自書による受領確認書により確認する。

(適合性の審査)

第8条 不適格者の参入防止、適合性の高い委託者の参加拡大を目指すため、顧客が自筆で記入した「お客様契約前説明調査票」受領確認書により商品先物取引の仕組みやリスク等に関する顧客の理解度を確認するとともに、「口座設定申込書」により顧客の属性に関する情報を収集し、併せて本人確認のための公的書類の提出を求める。

- 2 営業管理本部部員は前項に定める関係書類により顧客の適合性の有無を調査するとともに、顧客が理解していることを訪問の上署名捺印を受けた書面の提出により確認し、適合性を備えていると認められる顧客について口座設定申込書、顧客カード等の関係書類を営業管理統括責任者又は営業副管理統括責任者に提出する。
- 3 営業管理統括責任者又は営業副統括責任者は、営業管理本部部員から提出された関係書類を踏まえて顧客の適合性を審査し、受託の適否を判断して口座設定申込書及び顧客カードにその根拠を記録する。なお、営業管理本部部員が行った調査の内容に疑義があるときは、事前審査のやり直し等を指示することができる。
- 4 営業管理統括責任者又は営業副管理統括責任者による適合性の審査が終了した後でなければ、約諾書の差し入れ、取引証拠金等の預託、取引の注文を受けてはならない。
- 5 顧客が取引期間中に次の各号に該当したことが判明した場合、顧客又は家族及び相続人より営業管理本部に申し出があった場合、登録外務員及び営業管理本部部員は必要な事項を調査し、直ちに営業副管理統括責任者に詳細を報告する。営業副管理統括責任者は顧客の状況に応じて取引の清算及び縮小を含む必要な措置を講ずることとし、講じた措置の内容及びその理由等を記録して営業管理統括責任者に報告する。

- (1) 本人の死亡が確認されたとき。
- (2) 口座設定申込書及び契約関係書類の記入に虚偽の記載が判明したとき。
- (3) 第6条第1項各号の何れかに該当することが判明したとき。

(取引意思の確認)

第9条 委託者の取引意思の確認は次により行うものとする。

- (1) 勧誘に当たっては、顧客が理解できた旨の確認書により確認する。
- (2) 約諾書の差し入れに当たっては、第7条に定める説明及び確認の後、口座設定申込書の提出により確認する。
- (3) 取引の受託に当たっては、登録外務員がその都度確認し、その状況を業務日誌又は管理者日誌に記録する。
- (4) 営業管理本部部員等が委託者を訪問又は電話等により適宜確認し、その内容をチェックリストに記録する。

(委託者の保護育成)

第10条 商品先物取引市場に参入するに相応しい、健全な委託者層の拡大を図るため、当社で新しく取引を開始した委託者(以下「新規委託者」という。)については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成策を講ずるものとする。

- (1) 習熟期間中における取引は新規委託者が申告した投資可能資金額の3分の1を限度とし、その旨を説明し理解を求める。
  - (2) 受託契約準則第11条第2項の但し書きが適用される者を除き、新規委託者の習熟期間における取引証拠金の入金は建玉前とする。
- 2 商品先物取引の経験が直近3年以内に90日以上ある新規委託者については、取引開始日から終了日を明記した自書による申出書の提出があり、取引経験が確認できる書面の提出若しくは営業管理本部部員の面談により十分な知識及び理解度が確認できる場合には、営業副管理統括責任者の判断により習熟期間を設けないことができる。
- 3 商品先物取引の経験が直近3年以内に90日未満の新規委託者(以下「未経験者」という。)が習熟期間の解除を希望し、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限り、次の条件を満たしていると営業管理統括責任者が認めた場合には解除することができる。
- (1) 未経験者を保護するために第1項第1号に定める保護措置が設けられていること及び上記の例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による申出書の申告をうけること。
  - (2) 商品先物取引に習熟していると客観的に確認できること。
  - (3) 取引開始後1ヶ月以上経過していること。

- 4 習熟期間を終了した委託者については営業管理本部部員により委託者の習熟度を調査するとともに、当該期間の取引に関して確認書の提出を受けるものとする。確認書は面談、FAX、郵送その他の方法にて行う。また、習熟度が十分でないと判断した時は習熟期間を適当な期間延長することもある。

(委託者に対する誠実公正義務)

第 11 条 受託業務に携わる企業の自己責任を明確にするため、当社の役員及び使用人は委託者に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(指導勧告等の措置)

第 12 条 当社の役員及び使用人は委託者の保護を的確に行うため、受託等業務に関する規則を遵守し必要な措置を行う。

(不正資金流入防止措置)

第 13 条 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭、有価証券等を取り扱っている者（以下「公的資金等取扱者」という。）である委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため、原則として公的資金等取扱者からの受託を禁止する。

- 2 前項に定める公的資金等取扱者であっても次の措置を講ずることにより受託することができる。なお、これらの記録を作成して7年間保存する。
- (1) 自己資金で取引する旨の自書の申出書及び自己資金であることを判別できる書類の提出があり、営業副管理統括責任者が適当と認めたときは受託することができる。
  - (2) 前号に定める書類の提出がない場合には受託してはならない。
  - (3) 委託者がその他の取扱者で取引期間中に公的資金等取扱者であると判明した場合は、その旨を営業副管理統括責任者に報告し、営業管理統括責任者又は営業副管理統括責任者が面談の上、その時点での実質入金額の性格を調査して不正資金の有無を判断する。
  - (4) 3,500万円を超える実質入金の可能性が生じた場合は、営業管理統括責任者及び営業副管理統括責任者は入金前に面談し、資金の性格を調査して不正資金の有無を判断するとともに、自己資金であることを判別できる書類の提出を求める。
  - (5) 前号の書類の提出がない場合には、追加資金の入金を断り、既存建玉を速やかに決済するよう要請する。
- 3 企業の経理・財務担当者等、自己の資産以外の金銭等を取り扱っている者である委託者についても、横領等による不正資金の流入を防止するため前項

に準じた措置を講ずることとする。

(フロント・ランニング行為の禁止)

第 14 条 委託者からの注文を執行する前に、自己売買勘定で取引しておく「フロント・ランニング行為」を禁止する。

- 2 前項の規定を遵守するため、自己玉の商いに関して委託玉の商いとは別に担当部署を置くこととする。

(営業管理本部及び本支店営業管理責任者の業務)

第 15 条 営業管理本部及び本支店営業管理責任者の業務は次の通りとする。

- (1) 「お客様契約前説明調査票」「口座設定申込書」等の記載内容に基づく顧客の適合性の有無に関する調査
- (2) 委託者の理解度に関する確認調査
- (3) 習熟期間中の新規委託者の取引証拠金等に関する監視及びその結果に基づく登録外務員に対する必要な指導
- (4) 登録外務員の委託者に対する連絡、サービス状況の掌握及び登録外務員に対する指導
- (5) 営業部が委託者に対して行った「新規委託者の皆様へのアンケート」の取得及び精査
- (6) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速かつ適切な措置
- (7) 登録外務員に対する法及び関係法令、諸規程等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速かつ適切な措置
- (8) 委託者からの相談・苦情・紛争に対する適切な対応を行う。
- (9) 過去に恣意的に紛争等を起こした商品先物取引不適格者の参入防止に係る措置
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (11) 営業部門に対する苦情等についての調査及び指導
- (12) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項に係る指導

(その他の管理措置)

第 16 条 営業管理本部部員はその他の管理項目として、次の事項を措置する。

- (1) 業務日誌、管理者日誌、委託者電話連絡簿等に関する適時検査及び適切な記載に係る指導
- (2) 営業部に電話録音設備を導入することによる勧誘及び売買の段階における営業活動のチェック体制の構築

- (3) 法及び関係法令並びに諸規程及び日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）自主規制規則に違反しない受託業務の徹底。
- (4) 不正行為が認められたときの「受託等業務における懲罰規程」に基づく関係者に対する厳正な社内処分の実施
- (5) 習熟期間中における委託者に対する定期的な理解度、判断力等を把握するためのアンケートの実施

（建玉制限等）

第 17 条 委託者の建玉制限について、次の事項を委託者に説明して遵守することの理解を得る。

- (1) 取引所の市場管理に関する規則に基づく建玉制限
- (2) 本規則に定める当社独自の建玉制限

（委託者の疑義等の解明努力）

第 18 条 委託者からの取引等に係る疑義及び相談等を受け付けて迅速かつ適切に対応する部署を社内に設置し、それを委託者に周知する。

（広告宣伝）

第 19 条 広告、宣伝について、日商協自主規制規則「受託等業務に関する規則」第 6 条に定める規制を遵守するため、取締役を広告責任者として置くものとする。

- 2 広告、宣伝に関しては全て広告責任者の許可を受けるものとし、不用意な表現等により誤解を与えることのないようにする。
- 3 広告、宣伝に用いる資料等で出典が明らかなものについては、その出典元を明記する。
- 4 勧誘に供するパンフレット等には次の 3 項目を掲示する。
  - (1) お取引に関するご質問は当社営業管理本部又は日本商品先物取引協会相談センターへ。
  - (2) 当社の企業情報は当社本・支店及び日本商品先物取引協会にて開示しております。
  - (3) 商品先物取引は証拠金取引であり、投下資金の十数倍以上の額の取引をするものであるため、短期間で大きな利益を得る事もありますが、投下資金以上の損失を生じる事もあります。

（取引証拠金）

第 20 条 当社の定める取引本証拠金は、全ての上場商品につき各取引所の定める取

引証拠金基準額に一定額を上乗せした金額をもって取引本証拠金とする。なお、取引本証拠金の額はその都度別表で定めるものとする。

- 2 取引証拠金の額に係る社内責任者として管理担当取締役を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に通知しその記録を3年間保存する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第21条 本規則は日本商品先物取引協会へ届出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

- 付則：
1. 本規則は平成13年8月1日より実施する。
  2. 本規則は平成14年7月1日より実施する。
  3. 本規則は平成15年4月1日より実施する。
  4. 本規則は平成15年6月6日より実施する。
  5. 本規則は平成17年9月1日より実施する。

# 決算報告書

第58期

自 平成 18 年 4 月 1 日  
至 平成 19 年 3 月 31 日

日 本 交 易 株 式 会 社  
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 7 - 4 - 4  
電 話 0 3 - 3 3 6 9 - 1 1 7 1

# 貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,070,523	流動負債	670,176
現金及び預金	1,330,997	未払金	31,810
委託者未収金	9,464	未払法人税等	47,142
商品	1,277	賞与引当金	17,500
保管有価証券	12,637	役員賞与引当金	8,230
差入保証金	1,557,000	預り委託証拠金	547,073
委託者先物取引差金	102,133	その他流動負債	18,419
その他流動資産	58,063		
貸倒引当金	△ 1,050	固定負債	89,371
		退職給付引当金	7,371
		商品取引事故引当金	82,000
固定資産	504,408	特別法上の準備金	72,206
有形固定資産	200,444	商品取引責任準備金	72,206
建物	6,647	(商品取引所法第221条)	
車輜	4,811		
器具及び備品	27,986	負債合計	831,754
土地	161,000		
無形固定資産	18,531	(純資産の部)	
電話加入権	322	株主資本	2,743,178
その他の無形固定資産	18,209	資本金	500,043
投資その他の資産	285,432	利益剰余金	2,243,134
出資金	26,751	利益準備金	126,875
長期差入保証金	229,681	その他の利益準備金	2,116,259
長期前払費用	3,501	任意積立金	305,000
長期貸付金	20,000	繰越利益剰余金	1,811,259
その他の投資	17,047		
貸倒引当金	△ 11,550	純資産合計	2,743,178
資産合計	3,574,932	負債及び純資産合計	3,574,932

## 損益計算書

自 平成 18 年 4 月 1 日  
至 平成 19 年 3 月 31 日

(単位：千円)

営業収益		
受取委託手数料	1,189,559	
売買取収益	297,627	
売上総利益		1,487,186
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,756,279	1,756,279
営業損失		269,093
営業外収益		
受取利息	1,082	
その他の	55,174	56,257
営業外費用		
雑損失	6,639	6,639
経常損失		219,476
特別利益		
債権償却特別勘定戻入	9,523	9,523
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	19,429	
商品取引事故引当金繰入	82,000	
減損損失	11,347	
固定資産売却損	40	112,817
税引前当期純損失		322,770
法人税、住民税及び事業税		1,536
法人税等調整額		62,941
当期純損失		387,247

## 株主資本等変動計算書

事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計	純資産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金		株 資 合 計		
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			任 意 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成18年3月31日残高	500,043	120,875	305,000	2,263,990	3,189,909	3,189,909
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		6,000		△ 65,484	△ 59,484	△ 59,484
当期純損失				△ 387,247	△ 387,247	△ 387,247
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額						
事業年度中の変動額合計	0	6,000	0	△ 452,731	△ 446,731	△ 446,731
平成19年3月31日残高	500,043	126,875	305,000	1,811,259	2,743,178	2,743,178

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項

#### 1 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のないもの … 総平均法による原価法

#### 2 棚卸資産の評価基準および評価方法

… 移動平均法による原価法

#### 3 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

… 定率法。

… 定額法。(平成10年4月1日以降の新規取得建物)

無形固定資産

… 定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### 4 引当金の計上基準

貸倒引当金

… 一般債権…貸倒実績率法によっております。  
貸倒懸念債権及び破産更生債権…財務内容  
評価法によっております。

賞与引当金

… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、  
将来の支給見込額のうち、当期の負担額を  
計上しております。

役員賞与引当金

… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、  
支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を  
計上しております。

退職給付引当金

… 従業員の退職給付に備えるため自己都合退職による  
期末要支給額(簡便法)と認められる額を計上して  
おります。

商品取引事故引当金

… 商品取引事故による損失にそなえるため、商品  
取引所法第221条の規定に基づく「商品取引責任  
準備金」のほか、顧客よりの損害賠償請求に伴う  
損失見積額を計上しております。

商品取引責任準備金

… 商品取引所法第221条によるものであります。

#### 5 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース  
取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### 7 受取手数料の会計処理

「委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上」商品先物取引業  
統一経理基準(平成17年5月施行)によるものであります。

## 8 会計方針の変更

- ① (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)  
 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,743百万円であります。
- ② 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。  
 この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、8百万円減少しております。

## II 貸借対照表及び損益計算書に関する注記

- 1 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 有形固定資産の減価償却累計額 59,022 千円
- 3 担保に供している資産
- ① 担保に供している資産及び担保に係る債務
- |            |           |
|------------|-----------|
| 現金預金(定期預金) | 65,000 千円 |
|------------|-----------|
- ② 担保に係る債務
- |      |      |
|------|------|
| 当座借越 | — 千円 |
|------|------|
- 4 商品先物取引証拠金等として預託している資産
- |         |              |
|---------|--------------|
| 差入保証金   | 1,557,000 千円 |
| 出資金     | 26,500 千円    |
| 長期差入保証金 | 165,918 千円   |
| 合計      | 1,749,418 千円 |

## III 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 10,000 千株
- 2 事業年度の末日における自己株式の数 該当ありません
- 3 ① 事業年度中に行った剰余金の配当に関する次に掲げる事項 配当金支払額 50,004 千円
- ② 基準日が当会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計期間後となるもの
- |          |               |
|----------|---------------|
| 配当金支払予定額 | 30,002 千円     |
| 1株当たり配当額 | 3 円           |
| 基準日      | 平成19年3月31日    |
| 決議       | 平成19年6月定時株主総会 |
| 効力発生日    | 平成19年6月定時株主総会 |
| 配当の原資    | 利益剰余金         |
- 4 事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数 該当ありません

IV 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因別内訳

(流動資産)

賞与引当金繰入超過額	7,081 千円
貸倒引当金繰入超過額	2,370 千円
役員賞与引当金繰入超過	3,330 千円
未払事業税	486 千円
繰越欠損金	108,150 千円
評価性引当金	△ 121,417 千円

小計 - 千円

(固定資産)

商品取引責任準備金	29,220 千円
退職給付引当金繰入限度超過額	2,983 千円
共済会剰余金	1,847 千円
商品取引事故引当金	33,184 千円
電話加入金	4,592 千円
繰越欠損金	49,057 千円
評価性引当金	△ 120,883 千円

小計 - 千円

合計 - 千円

V リースにより使用する固定資産に関する注記

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

「未経過リース料残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

	無形固定資産 (ソフト) (千円)	有形固定資産 (機械装置及び運搬具) (千円)	有形固定資産 (工具備品及び備品) (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	5,976	40,572	10,892	57,440
減価償却累計額相当額	5,478	16,544	8,024	30,046
期末残高相当額	498	24,027	2,867	27,393

② 未経過リース料期末残高相当額

「未経過リース料残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1年以内	9,546 千円
1年超	17,847 千円
合計	27,393 千円

2 オペレーティング・リース取引

該当ありません

VI 1 退職給付制度は退職金規定に基づく退職金制度を採用しております。

2 退職給付引当金

退職給付債務及びその内訳

①退職給付債務	101,509 千円
②年金資産	94,137 千円
③退職給付引当金	7,371 千円

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	職業	議決権等の被所有割合	取引の内容	金額
役員	田中 邦夫	当社取締役	37.08 %	社宅の提供	2,100 千円
	吉田 豊	当社代表取締役	4.00 %		720 千円
	紺野 充宏	当社取締役	1.44 %		720 千円
	田中 秀則	当社取締役	1.04 %		720 千円

(注) 議決権比率は小数点以下第2位未満を四捨五入しています。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- |   |            |         |
|---|------------|---------|
| 1 | 1株当たり純資産額  | 274円29銭 |
| 2 | 1株当たり当期純損失 | 38円72銭  |

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X 追加情報

商品取引事故による損失にそなえるため、商品取引所法第221条の規定に基づく「商品取引責任準備金」のほか、顧客よりの損害賠償請求に伴う損失見積額を計上しております。この変更により税金等調整前当期損失は82,000千円増加しております。

平成19年3月期（第58期）

附 属 明 細 書

日 本 交 易 株 式 会 社

1. 固定資産（投資その他の資産については、長期前払費用に限る。）の取得および処分並びに減価償却費の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	7,140	579	52	1,018	6,647	13,823	20,471
	車輛	7,064	—	—	2,253	4,811	4,475	9,286
	器具及び備品	27,653	2,978	44	2,600	27,986	40,723	68,709
	土地	161,000	—	—	—	161,000	—	161,000
	計	202,858	3,557	97	5,873	200,444	59,022	259,467
無形固定資産	電話加入権	11,669	—	11,347 (11,347)	—	322	—	322
	その他の無形固定資産	24,625	1,709	—	8,125	18,209	23,785	41,995
	計	36,295	1,709	11,347	8,125	18,531	23,785	42,317
投資その他の資産	長期前払費用	5,809	1,750	522	3,535	3,501	10,388	13,890

(注) 「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	134,950千円	12,600千円	134,950千円	12,600千円
賞与引当金	18,000千円	17,500千円	18,000千円	17,500千円
役員賞与引当金	—千円	8,230千円	—千円	8,230千円
退職給付引当金	8,194千円	—千円	822千円	7,371千円
商品取引事故引当金	—千円	82,000千円	—千円	82,000千円
商品取引責任準備金	52,776千円	19,429千円	—千円	72,206千円

1. 計上の理由及び額の算定方法

個別注記表Ⅰの「重要な会計方針に係る事項」を参照願います。

2. 目的使用以外の理由による取崩額

貸倒引当金の当期減少額のうち、12,275千円は洗替による取崩額であります。

## 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
取引所等関係費	55,842	
役員報酬	104,445	
従業員給与手当	709,724	
退職給付引費用	9,141	
顧問料	9,314	
福利厚生費	113,905	
図書新聞費	20,704	
印刷費	25,153	
調査費	141	
事務消耗品費	4,750	
旅費交通費	4,000	
電話料	50,715	
通信費	21,253	
接待交際費	14	
会議費	46	
広告宣伝費	1,297	
車輦費	7,784	
器具消耗品費	1,668	
光熱費	14,566	
地代家賃	136,273	
修繕費	409	
保険料	1,427	
教育費	403	
電算機費	40,633	
租税公課	8,059	
減価償却費	13,998	
什器備品	4,621	
賞与引当金繰入	17,500	
退職金	13,000	
社員募集費	10,078	
貸倒引当金繰入	324	
役員賞与引当金繰入	8,230	
雑費	346,849	
合 計	1,756,279	

#### 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

## 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	629 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	563 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	549 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	77 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	95 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	30 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	458 %

### 「財務比率」

#### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記

(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(\*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(*)}} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記

(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。